はい！こちら消費生活センターです

「３，０００円じゃなかった！ - 排水管洗浄で高額請求」

Q

この地域を集中的に排水管の高圧洗浄している、「キャンペーン中で洗浄料金３，０００円」、と書かれたチラシを見て事業者に電話をかけた。見積に来た事業者に「配管の長さ１０メートル、代金は５万円」と言われ高すぎる、と思ったがその時は一刻も早く排水管の詰まりを解消したかったので契約してしまった。作業は３０分ほどで終わり、受け取った請求書を見て一旦了承はしたもののチラシの値段とこんなに違っていいものかと今更ながら納得いかない。とりあえず手持ちの１万円は払ったが残金についてはどうすればよいか迷っている。

（４０歳代　男性）

A

投げ込みチラシには「洗浄費３，０００円」と言う文字が大きく書かれていましたが「一箇所につき」という表示も認められました。下の方に小さく「１箇所は４メートル、詰まり除去は別料金」と書かれているものの、チラシを見た人は３，０００円に目を奪われ、キャンペーン中でこの地域を集中的に作業しているので安い、と思い込みがちです。チラシを見て電話で申し込みをしているので通信販売と考えられ、クーリング・オフの適用はありません。消費者の勘違い、思い込みを期待したのか、と勘繰りたくもなります。一度契約したことに関しては消費者にも責任がありますが、排水管の長さ、詰まり除去費用を考えても高額過ぎると主張してみるよう助言したところ、３万円に値引きされたと報告がありました。広告は小さい文字もよく読む習慣を付けましょう。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎０７７４－７２－９９５５　（ナニ？キューキューＧＯＧＯ！）

相談は**無料**です。　秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎１８８（いやや！）番もご利用ください。

相 談 日　　月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間　　午前９時～午後４時
住　　所　　木津川市木津上戸１５　相楽会館１階
京都府木津総合庁舎東隣（ＪＲ木津駅東口から徒歩約５分）
※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は 075-257-9002 へ
（電話のみ）

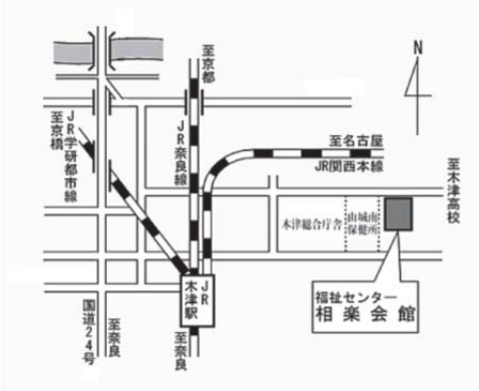

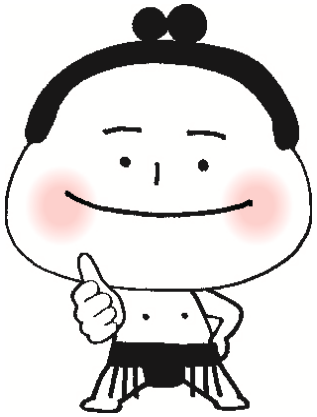

相談すれば　楽になる